

国診協発第173号
全自病協第338号
平成22年8月17日

(社) 全国自治体病院協議会
(社) 全国国民健康保険診療施設協議会
都道府県支部長 様

(社) 全国国民健康保険診療施設協議会
会 長 廣 畑 衛
[公印省略]

(社) 全国自治体病院協議会
会 長 邊 見 公 雄
[公印省略]

地域包括医療・ケア認定制度の認定更新について

両協議会の事業運営につきましては、平素から種々ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、地域包括医療・ケア認定制度については平成18年度に創設し、これまでに6回の認定で370件の認定施設、認定医、認定専門職の認定を行ったところです。

この認定は認定後5年をもって認定証書の効力が消滅し、引き続き認定を受ける場合には、認定更新の申請をすることとされておりますが、今般、別添により各規程の改正及び認定更新の申請要領を定めたので通知します。

なお、制度創設以来、認定の申請件数も徐々に増加しているところでありますが会員施設、職員への周知・理解がまだまだ不十分な面があるところです。

総合医を巡る議論及び臨床研修制度における「地域医療」の研修実践施設として、会員施設において予てから実践されてきた地域包括医療・ケアはこの議論の先駆となるものであり、地域包括医療・ケア認定制度はこれを証明するものであると認識しております。

つきましては、当制度を大きく育てていくためには多数の会員皆様の認定申請が必要であることから、貴支部会員に支部会議等の機会を通じ、再度周知願いたくお願い申し上げます。

1 規程の改正

次の規程について、別添1新旧対照表のように改正する。

- (1) 地域包括医療・ケア認定施設等認定基準
- (2) 地域包括医療・ケア認定施設審査細則

2 認定更新の申請要領の策定

別添2のように認定更新の申請要領を定める。

3 認定更新の概要

(1) 基本的事項

- ① 地域包括医療・ケア認定制度の初回認定の申請を定めた申請要領とは別に「認定更新の申請要領」を定めるものであること。
- ② 認定更新は前回認定後5年間の実績により審査を行い、単位制とする。
- ③ 認定医及び認定専門職が認定更新期間中に満70歳を超える場合は、地域包括医療・ケア実践報告書の提出と単位の取得が免除されるものとする。
- ④ 認定更新料は、初回認定と同額とする。
 - ・認定施設 病院 5万円、診療所 2万円、
 - ・認定医 1万円
 - ・認定専門職 5千円

(2) 認定更新に必要な単位

- ① 認定更新に必要な単位は次の単位表のうち30単位を必要とする。
- ② ただし、認定医及び認定専門職が出産、育児及びその他やむを得ない事情により、5年間の実績が十分でない場合は、当該事情に該当する期間を除いた期間の実績で審査するものとする。この場合、期間に応じて次の単位を必要とする。
 - ・4年半 27単位以上
 - ・4年 24単位以上
 - ・3年 21単位以上

(単位表)

区 分	取 得 単 位 数		
	参 加	筆頭演者	筆頭筆者
1 地域包括医療・ケア実践報告	10		
2 全国自治体病院学会	10	5加算	
3 全国国保地域医療学会	10	5加算	
4 地域医療現地研究会	10		
5 都道府県で開催されている国保地域医療学会等	8	4加算	
6 全自病協主催及び支部主催の研修	8	4加算	
7 国診協主催及び支部主催の研修会	8	4加算	
8 ブロックで開催される講習会	8	4加算	
9 学会雑誌(地域医療誌・全自病協誌雑誌)			10
10 その他地域包括医療・ケアに関連す	8	4加算	

る学会・研修会等			
11 その他地域包括医療・ケアに関連する学会雑誌等	8		4加算

(注) 単位の取得には、それぞれそれを証明する書類を添付するものとする。

(3) 認定更新の保留

- ① 認定を受けてから認定更新するまでの所定の期間（認定ごとに指示する）に取得単位が所定の単位数に満たない時は、認定更新の保留を申し出て、所定単位数を満たしたときに再申請することができるものとする。
- ② 保留期間は1年までとし、保留期間中は、認定施設、認定医、認定専門職を呼称することはできない。
- ③ 特別な事情（長期の病気療養など）の場合は、その事情を記した書類を添付して、保留期間の延長を申請することができるものとする。
 - ア 長期の病気療養については、更新申請時に病気、事故による長期療養のため申請ができない場合、その保留期間の決定は認定審査委員会が審査する。
また、家族の介護や育児等に起因する更新の保留についても同様の扱いとし、この場合保留期間の最長は3年間とする。
 - イ 上記の理由による保留申請の場合、診断書などその根拠となる書類のコピーを認定運営委員会あて提出する。

(4) 経過措置

既に認定を受けている者については、認定の更新に要する単位の経過措置を設ける。